

第7回県内水道経営検討委員会の概要

1. 日 時 平成18年11月6日(月) 14:00～16:00
2. 場 所 千葉県自治会館6階大ホール
3. 出席委員 太田委員、坂本委員長、文入委員、古米委員(五十音順)
4. 会議概要(主な意見)

(1) 提言の骨子(案)について

委員長から、委員会の提言のたたき台として提言骨子(案)が示され、その内容について「討議のポイント」(資料3)を参照しつつ議論がなされた。

今回示した具体案としては、千葉県営水道を中心に、県全体として水道のレベルを高く持ち上げられないかということである。また、出来るところからやっていくということである。

県営水道をリーダーや核(コア)にする形であるが、将来的にも県営ですべきかどうかということは、皆で考えて良いことである。

東京には東京都方式があるが、千葉は千葉として良い方向付けを考えれば良い。

千葉の特性や、今までの歴史的な経緯も踏まえ、首都圏で将来も立派な水道を作っていく方向づけを示し、それを受けて皆で考える。これで進めるという合意がなされれば、さらに具体的なことは出来る範囲からやっていくべきという考えである。水道料金にしても、すぐ一緒にするということは大変な問題でもあるし、技術レベルを一度に上げることもなかなか難しい面がある。山登りするのに様々な道筋があるように、登れるところから順番に、どうしても難しいところは時間をかけていってはどうかという考えである。

手順の長期の共同経営方式について、「企業団営等」としているが、企業団に限らず、新たな水道経営組織など将来的に色々と検討するようにしても良いのではないかと。

「首都圏水道を指向」については、水源の流域に着目した広域的な統合が持論であるので、利根川の流域に着目した「関東水道」ということも考えられる。

「東京に負けない高水準の施設」というところは、高いサービス水準を目指すにあたって、東京に負けないという相対的な比較で表現する必要はないと考える。また、千葉県は、千葉県らしく自信を持ってやれば良いのではないかと。「県営水道による全国的にも高い経営技術水準」という表現があるが、全国的に高いと控えめに言うのではなく、「全国的にもトップレベルの経営技術水準」と言うのはどうか。

事務委託について、具体的に誰から誰への委託が分かりにくいので、表現を明確にした方が良い。

提言骨子(案)は、過去の委員会の議論や各事業者からの考え方等がうまくまとまっていると思う。内容的にはもう少し強調してよいという点が2つある。

第1点は、5年の短期、中期、長期と道筋を示しているが、長期は20年後という長いスパンであり、5年、10年経つと水道事業自体や、社会的な環境も当然変わってくるので、見直しをするという言葉は提言の中に入れておけば、より良いものに展開するキーワードになるのではないかとということである。

第2点は、利用者が主役という視点で県内水道の経営を検討するという点である。その地域の住民が統合のメリットや課題を理解した上で統合していけるよう、各事業者・県全てが説明していく責任を持っていると思う。この場だけの議論とせず、主役である利用者、住民の方が共通認識を持った上で進めることが重要と考える。

各事業者の責任者が代わったとしても、この提言が継承されていくこと、一方で見直しもしていただきたいことを書いてもらいたい。

高度浄水処理の導入も、要は利用者が求めるのであればやれば良いのであり、必ずしもそれが大前提ではないという意味の方が良い。

今までの議論からは様々な意見があって、地域格差があまりにも大きいということ踏まえると、この提言骨子(案)では、これから地域ごとに議論をして出来るところから進めて行こうということが随所に書かれているので、全体的に賛成できると思う。

県内水道の課題に入るかもしれないが、おいしい水の供給というのは確かにそうであるが、危機的状況でも衛生的に安心できる供給も強調していただければと思う。

県内水道の課題や現行組織の問題点は、県民が分かるように、より分かりやすい具体的な内容を、別紙か何かにして、提言で示してもらいたい。

県内ではあらゆる部門でタウンミーティングを開いているが、そのような形で地域住民に報告会を開いて欲しいと思う。進捗状況の把握を短期、中期等の機会でも必ず行って欲しい。中期はある程度年数を提示したほうが良いのではと考える。

九十九里、南房総地域をリーディングケースとするように、具体的な地名が出てくると地域で取り組みやすいのではと思うので、合意が得られればこのように具体的な地名をあげて欲しいと思う。北千葉地域については、様々な意見があり、議論をさらに前向きに進めて欲しいということとしているが、短期の目処ぐらゐは目標として掲げた方が当事者としてもやりやすいと考える。

提言骨子(案)についての総評としては、非常にすっきりした内容であり、今までどちらかというと、どこに行けばいいのかという行き先が定まらない中での議論で、迷走するような機会が多くみられたが、そうした中で、最終的な着地点とそこに至る具体的なシナリオがはっきりしてきたという点で評価をしている。

首都圏水道という概念は、基本的な方向性としては賛成であるが、水系管理、流

域管理といった、健全な水の循環をしっかりと押さえた上での位置付けをしていくべきと思う。首都圏水道の背後にある流域管理システムをどのように構想していくのか、どういう体制とするのか、それに関する主体がどのような責任を担っていくのか、その中に水道事業を落とし込んでいった場合にどうなるのかを考えることがまず必要である。

また、県境を越えるような大きなブロック単位での将来展望としては末端の水の利用者でもある住民が水管理に何らかの責任をもって参加していく必要性があり、ブロックが大きくなった場合の住民参加の仕組みを工夫していかなければいけない。

水道事業は非常にローカルな性格を持っているので、地域性は当然あり、地域に合った水道事業が望まれているが、そのことと格差の問題をとり違えてはいけない。受容すべき地域差と是正すべき格差は区別する必要がある。千葉県の各水道事業体の実情は、多分に是正すべき格差の部分があるという認識であり、格差是正には、どういう対象と範囲の格差を是正すべきなのかを明確にし、同時に技術面・経営面・財政面でも、総合的な視点に立って、部分最適化ではなくて、トータルな最適化を目指した上で、合理的・効果的に進められていく必要がある。その際には、最も水準の高い県営水道にできる限り近づけていくという形での格差是正の方向性を指向していくべきと考える。

組織形態と責任分任の問題について、特に11市2村の県営水道供給区域において、事務委託方式の問題も含めて様々な意見が出てくると思うが、その際には、事業の組織形態と責任の分任関係というのは、本質的には次元の異なるものであり、混同して議論するとボタンの掛け違いになる可能性がある。

広域的自治体である県と基礎的自治体である市町村の本来の役割や機能をしっかり押さえた上で、今日分権改革に沿った方向での水道事業分任の方策を考えていくべきだと考える。

県が用水供給と水源確保という責任を主に持つ、市町村が末端給水に責任を持つということになっているが、そのことで垂直統合自体が自動的に否定されるということではない。垂直統合か水平統合かという議論ではなく、当面する緊急性・有効性・重要性を考えたときに、用水供給の水平統合の方が、より効果が高いのではないかと比較評価をしていくということである。あくまで優先順位付けの問題として、水平統合を先行させつつ、時々局面や条件に応じて垂直統合なども否定するものではないようなバランスの取れた考え方である。

水道事業において、県・市町村の関係はどちらが0か100かではなく、重層的な協働関係として互いに責任を分かち合うということが本来求められているのであって、それは基礎的自治体である市町村としても本来求められるべき立場であり、姿勢であると思う。

垂直・水平統合の効率性と県内格差の是正と県・市町村の役割という3点から現在の県営水道をどう捉えていくかということである。

県営水道の現在のパフォーマンスは、経営的にも事業内容的にもトップレベルという指摘があり、垂直・水平統合の効率性は確保されているということなので、あえて垂直分離する合理的な理由はないと考える。

格差の是正の問題では、県営水道の優れたパフォーマンスが結果として格差となって現われており、県営水道の水準に全体を引き上げていく方向で解決を図っていくべきと考える。その際、県が全県的な立場から取り組むことは県民サイドから見て当然求められるが、県か市町村かという2項対比でなく、県営水道の比較優位の水準を県内水道全体が共有していくという方向を出すべきと考える。

責任分担の問題であるが、県営水道については現在の統合の合理性を維持した上で、現在の11市2村の自治体がいかに関与していくか、責任分任を図っていくかということが問われる。様々な手法があり、先に何々ありきで議論せずに、幅広い議論の中で最も納得できる事業・組織経営形態を選択していただきたいと考える。

「3 県営水道」のところで、「県営水道は上下分離しない」とあるが、上下分離というのは、ある種業界用語で、例えば鉄道の上り分離というとレールと上に載っている客車の部分をいう。従来使われている垂直・水平という言葉があるので、垂直分離しないという言葉に統一した方が良いのではないかと考える。

「討議のポイント」(資料3)の将来的にどういう経営形態、事業形態が選択されるべきか幅広く検討すべき、ということに基本的には賛成である。

ただ、地方独立行政法人とか包括的な外部委託とかが一人歩きした形で、将来はこういう方向にいくかのような理解をされると少し困ったことになる。地方独立行政法人は法律の規定で地方公共団体が直接実施する必要性のないもののうち、民間に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものを移管していくというのが制度の元々の趣旨であり、水道事業の場合には、該当するかどうかをしっかりと吟味しないといけない。また、地方独立行政法人に水道事業を全体的に移管して、さらに包括的な民間委託に向かうとなると、トンネルにもなりかねない。今後の議論なので現時点で判断すべきではないと思うが、現時点では包括的な民間委託には、民間サイドに必ずしも十分な受け皿や体制があるとはいえない部分がある。また、発注経費などでは様々な課題を抱えているので、無条件に選択肢となりうるかどうか慎重に取り扱う必要があるのではないかと考える。

(2) 傍聴の市町村等からの質疑等

提言骨子(案)に対する質疑を受け付け、傍聴の市町村等から以下の質疑等があった。

今回のこの案を見て、大胆な提案であり感謝したい。これに沿って、苦難の道も

あるかと思うが、今後は我々事業体が努力していくことかと思う。長期については大まかに考え、当面の問題について進めていただく形として欲しい。

末端水道事業の資産の無償承継については、事業体によっては債務超過のところ、そうでないところがあり、もう少しきめ細かい方策を配慮・熟考願いたい。

「市町村一般会計は用水供給事業への繰出しの負担が不要となる。」という表現は、水道事業体の誤解を招きやすいと思う。

本市が構成団体となっている用水供給事業体は、水源としてダムの建設事業に参画しており、費用の一部を構成団体が出資金等により負担している。この表現では負担がなくなるようになってしまう。

当地域は、他の地域と比較して垂直統合がしやすい面があるので、垂直統合を先行することについて議論いただきたい。なお、垂直統合の場合でも、統合協議会を進める際に県の協力をお願いしたい。

方向性を決めておくのは良いが、各論になると様々な意見が出て、地域でまとめるのは不可能である。委員会の下でサポートをお願いしたい。また、地域間の格差は、歴史的経緯等の結果ではあるが、県営水道が作り出しており、これを公平化していかなければ反対しなくてはならない。県は積極的に市町村を指導いただきたい。

(3) 討議のポイント等について

「討議のポイント」(資料3)について、第1点目の統合を希望する用水供給事業体の県営水道への統合を先行させることについては、実行可能ということで問題ない。第2点目の垂直統合について、それを先行させることが望ましい地域もあることから、是非、地域で検討していただきたい。また、更に統合を拡大していくことを提言骨子(案)は明記しているので、垂直統合を先行することを阻害するものではないと考える。第3点目の事務委託について、住民の方々に充分認識していただき、事務委託という表現ではなく、地域に住んでいる方々がどのくらい負担していくということを明確にしていくという点からもよいのではないかと考える。第4点目の一事業体化について、首都圏水道という用語が、誤解されないようにする必要がある。流域の視点であるとか、規模が拡大することによる住民参加のあり方等の問題もあるので、そのような懸念を示しながら、今後議論すべきであろうというように表現によって、限定的にならないような対応が必要であると考え。第5点目については幅広く検討すべきということである。

提言骨子(案)が示されたので、これを基本として、実際に事務を担当している方達が、出来ること出来ないこと、このようにすれば統合できるというようなこと、あるいは各論になると反対意見がある等、具体的に意見を出していくことが大切であると考え。

討議のポイントについては、全体的に同じ意見である。提言後、あとは地域で統

合を進めてくださいというのでは困るという市町村の意見があった。統合協議会の事務の管理については県もしっかり行い、意見等については地域から積極的に出して欲しいと思う。また、県民がきちんと情報を受け取れるよう、ホームページでも良いが、それだけでは不十分と思うので、各地域で住民への説明を是非行っていただきたいと考える。

討議のポイントについては同じ意見である。料金統一の問題については、統合後ただちに料金統一を図る必要はなく、地域間の合意を得て、順次統一料金とすることを目指すという結論は良いと思う。しかし、まずは経営面を中心とした統合を進めると記載しているが、料金が異なっていると会計的には必ずしも統合できないことも出てくる。少なくとも組織、人、体制の統合はするが、それ以外の会計も含めた経営資源は、料金統一を前提にしないと難しい。

今後の進め方については、各市町村等に提言骨子（案）に対する意見照会を行い、今回の委員会の議論とあわせて提言をまとめていくこととされた。